中小企業金融円滑化法への対応及び中小企業の海外展開の支援に関する中小企業庁と日本弁護士連合会の連携の強化について

平成２５年2月２５日
中　小　企　業　庁
日本弁護士連合会

中小企業庁と日本弁護士連合会は，中小企業政策における喫緊の課題である，中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律（以下「中小企業金融円滑化法」という。）への対応，及び海外展開を志向する中小企業に対する支援について，以下のとおり，連携を強化し対応する。

１　中小企業金融円滑化法への対応

中小企業金融円滑化法については，その利用者のうち約５～６万社が本格的な事業再生が必要といわれており，中小企業・小規模事業者の経営改善・事業再生は喫緊の課題とされている。

これに対し，中小企業庁は，「中小企業金融円滑化法の最終延長を踏まえた中小企業の経営支援のための政策パッケージ」に基づき，中小企業再生支援協議会の機能強化を図るとともに，中小企業経営力強化支援法における経営革新等支援機関として認定を受けた専門家（以下「認定支援機関」という。）による事業再生を推進し，その際，法的知見が必要な場合における弁護士の積極的な参画を期待し，そのために必要な対応を行う。

日本弁護士連合会は，従前から実施している電話による中小企業の相談事業「ひまわりほっとダイヤル」において，中小企業の事業再生に関する相談への対応態勢を強化するとともに，前記認定支援機関による事業再生を推進するため，より多くの弁護士が認定支援機関となるよう努め，かつ，必要な知識・技能を高めるための研修等を実施する。また，特定調停等を活用した簡易迅速に事業再生を進めるスキームの研究について中小企業庁と協力して進めるとともに，普及に努める。

２　海外展開への支援

現在，中小企業において経済成長著しいアジア等，海外展開を志向する動きが拡大しているが，海外展開のためには，国内とは異なる特有のリスクに対応

しなければならない。

これについて，中小企業庁は，各機関と連携し，国別の事業環境，商習慣や経済社会状況の変化への対応など種々のリスク管理に関する情報提供，実現可能性調査（ＦＳ）を通じた海外展開計画策定支援，海外現地における専門家の紹介など，リスク対応も含めた中小企業の海外展開支援の取組みを一層強化し，その際，法的知見が必要な場合における弁護士の積極的な参画を期待し，そのために必要な対応を行う。

日本弁護士連合会は，中小企業庁と協力しつつ，海外展開支援を行う日本貿易振興機構，東京商工会議所，日本政策金融公庫等と連携して，法的リスクの軽減策の普及啓発に努めると共に，海外展開を実施又は検討している中小企業に経験豊富な弁護士を紹介する「中小企業海外展開支援弁護士紹介制度」の全国への拡大を目指し，中小企業からの具体的なニーズに対応できる弁護士へのアクセス改善に努める。